

個人向け国債「変動 10 年」(第 34 回債) のご案内をさせていただきます

初回利率 年 **0.51%** (課税後 **0.408%**)

○適用利率は「基準金利-0.80%(但し、その値が 0.05%を下回る場合には 0.05%)」として算出されます。※初回の利子の基準金利は、平成 23 年 3 月 1 日に行われた 10 年固定利付国債の入札結果から算出された金利 1.31%です。

変動金利…半年ごとに、実勢金利を反映して適用利率(クーポン)が変わる「変動金利制」を採用しています。また最低金利は 0.05%の利率が保証されています。

発行価格	額面 100 円につき 100 円
募集期間	平成 23 年 3 月 3 日(木)~平成 23 年 3 月 31 日(木)
発行日	平成 23 年 4 月 15 日(金)
満期日	平成 33 年 4 月 15 日
利払日	年 2 回、毎年 4 月・10 月の 15 日 (初回は平成 23 年 10 月 15 日)
お申込単位	額面 1 万円単位

個人向け国債のリスク

- 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ではありますが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化などにより元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。

手数料等諸費用について

- 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 個人向け国債「変動 10 年」は発行から 1 年間、原則として中途換金はできません。本人が亡くなられた場合、または、災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。なお、個人向け国債「変動 10 年」を中途換金する際、売却される額面金額に経過利子相当額を加えた金額より、中途換金調整額(直前 2 回分の各利子(税引前)相当額×0.8)が差し引かれることとなります。
※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。

個人向け国債にかかる税金について

- 利金は 20%(所得税 15%、住民税 5%)の源泉分離課税となります。

その他の留意事項

- 個人向け国債は「社債などの振替に関する法律」施行に伴い、振替国債(ペーパーレス)で発行されます。本券は印刷されませんので出庫してお持ちいただくことはできません。
- 個人向け国債のご契約には、あらかじめ「個人向け国債の契約締結前交付書面」の内容を十分にお読みください。
- 個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- 中途換金の際、一年経過した場合でも利払い日等の関係で売却できない期間があります。

平成 23 年 3 月作成

本資料をお客様にご提供する金融商品取引業者名等

商号等：日の出証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第 31 号
加入協会：日本証券業協会

日の出証券

Hinode Securities